

# 小諸市市民協働推進市民会議「市民参加手法部会」報告 市民参加手法手続きのあり方について

## 平成 25 年度「小諸市自治基本条例を考える市民討議会」より提出された 「提言」からの課題

市民の「まちづくりに参加する権利」と「まちづくりに関する情報を知る権利」の保障  
手続きや手法等のルール化  
情報提供のルール化  
市民参加手法に係る人材育成  
市民参加、市民協働の実践

## 平成 26 年度「小諸市市民協働推進市民会議」における市民参加手法部会 の「目的」と「検討課題」

### 【目的】

市民の「まちづくりに参加する権利」と「まちづくりに関する情報を知る権利」を保障し、まちづくりへの主体的な参加を促進するための方策や仕組みを考える。

### 【検討課題】

1. 市政への市民参加を保障するための仕組み  
これまでの市民参加の取組みの評価と課題の整理  
望ましい市民参加の手法の検討（ガイドラインの作成）など
2. 自治基本条例第 29 条を実現するための仕組み  
区と市民活動団体との協働のあり方の検討など

### 【部会活動】

1. 事例研究、評価
  - ・これまで市で取り組まれた市民参加事例（ワークショップ等）を評価し課題の整理をした。
  - ・これまでの事例では、目的に応じた手法を採用、周知、実施、結果の公表等、一連の手続きは実施されているが、これらの手順のルール化とあわせて実践の評価も必要だと議論された。
  - ・手法の採用、進め方等の観点から、寅さん会館等 3 施設の活用方法を探る「コミュニティ機能再生支援ワークショップ」がモデルケースとしてあげられた。
2. 他市の制度、仕組みの研究
  - ・小平市、呉市：協働の仕組みが制度化されわかりやすい。
  - ・札幌市、調布市、白井市：参加手続きが明確化され、工夫事例等も示されている。
3. 市民参加手続きの具体的な手順の検討  
上記を踏まえ、参加手続きの「考え方」「きまりごと」「全体の流れ」の全体像を議論し、形として示すことを目標とした。

## はじめに

まちづくりは市民と市の共通課題であり、相互理解のもとに連携・協働し進めていくことが必要です。市はこれまで個別事業において市民参加手続きを実践し、市民意見の反映に努めてきましたが、一定の基準がないため対応にばらつきがあり、その目的が果たされたのか評価が分かれています。

一方、積極的な市民参加がみられるものの、市民の市民参加に対する理解は一部の市民に限られていると言わざるを得ないのが現状で、市民と市の共通理解がまだまだ不十分であることは否めません。

これらを踏まえ、市民と市が理解し合い「参加と協働によるまちづくり」が浸透することを目指し、「小諸市自治基本条例を考える市民討議会」からの提言で指摘された「市民参加の保障」「適時適切な情報提供」等を具体的に進めるため、その仕組みを以下にまとめました。

## 市民参加推進において求められるもの（役割）

### 1. 市の責務

行政活動に関する積極的な情報提供と市民との情報共有

\* 市民参加を求めるためには、市は市民に対し十分な行政情報を提供し、市民と市の情報共有を図ることが前提となります。

市民参加機会の積極的な提供

\* 市の施策の立案、決定、評価に関して、市は市民の意見を広く聞くため市民参加の機会を設けます。

市民意向の把握及び施策への反映

\* 市は市民の意見を的確に把握し、施策への反映に努め、その結果についてわかりやすい説明を行います。

市職員が市民参加によるまちづくりを常に意識し、考え、迅速に行動できる組織としていく

\* 市職員全員が市民参加によるまちづくりを理解し、市民と同じ目線で業務にあたり、手続きを適正に行えるよう、研修等を通じて意識の向上を目指します。

市民参加の持続的発展に向けた創意工夫

\* 市民参加が定着するためには、市民意識の持続、高揚が必要であることから、定期的な振り返りにより、手続きや手法の見直しを行います。

## 2. 市民の役割

自らの責任と役割を自覚し、市民参加によるまちづくりを進めるため、積極的な参加に努める

\*市民自ら地域社会の一員として、まちづくりにおける市民参加の重要性を認識し、積極的な参加を求めるものです。

市民相互の自由な発言の尊重と自主的かつ民主的な参加に努める

\*自由で闊達な議論によって課題や問題点を明らかにし、結果を施策に反映させていくためには、自己の意見に固執したり、集団で主張するのではなく、お互いの発言等を尊重し合い、協調性をもって参加することを求めるものです。

自治体利益に基づいた参加に努める

\*特定の個人、団体又は地域の利益ではなく、市全体の利益を考え参加することを求めるものです。

## 具体的な考え方（ガイドライン）

### 1. 市民参加を实践する対象事業等の選定に係る事項

\*行政事務はその多くが構想、計画、条例に基づき執行されています。また、大規模な公共施設の整備等も含め、市政運営上の基本事項に関するもの、市民生活に重大な影響が及ぶもの等のうち、市民参加の対象とするものを例示し、行政組織内の判断基準とします。なお、法令等で特に市民参加が定められている場合は、その定める方法を原則とします。

基本計画等の基本的事項を定める計画等の策定又は改定

例：総合計画、地域防災計画、障害者計画、高齢者福祉計画、都市計画マスタープラン等

基本的理念を定める条例の制定又は改廃

例：自治基本条例、環境条例等

市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃

例：ポイ捨て防止等美しい環境づくりを進める条例等

市民生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃

例：環境条例、景観条例等

公共の用に供される大規模な施設整備に係る基本計画等の策定又は変更

例：公共施設の設置又は改廃等

その他特に市民参加が必要と認められるもの

\* 上記に示したものの以外に、市民生活に重大な影響が及ぶと考えられるものについても、市民参加ができることとします。

緊急その他やむを得ない理由があるもの、金銭徴収に関する条例の制定及び改廃、政策的な判断を要しない条例改正については、前各号によらず対象から除外する

\* 金銭徴収に関する条例としては以下のものがあります。

市税条例 法令により税額、税率が定められている。

使用料及び手数料 原価主義を採用し、特定の行政サービスに対する受益の範囲で負担されている。

\* 政策的な判断を要しないものとは次のようなものをいいます。

条例中の関係法令条項を法令改正に基づき改正する場合。

## 2. 市民参加手続き等に係る事項

\* 市民参加のまちづくりを進めていくためには、「市民と市の共通認識」「市民参加機会の創出」「手続きの明確化」「評価と見直し」が重要です。これらを実践するために必要な事項を規定します。

### (1) 市民参加の時期

・可能な限り構想段階から

\* 市民の意見を行政活動に反映させるためには、概要が決定してからではなく、可能な限り構想段階から市民参加を求める必要があります。しかし、事業の性格等によりその時期を一律に規定することは困難であることから、その内容に応じた適切な時期に行います。

### (2) 情報提供

#### 事前情報

・対象事業の内容、原案、その他附帯する諸情報、日時場所、参加範囲、参加手法、結果の取扱い

\* 市民参加を実践するには、事前に的確な情報提供があることが前提です。市民がその事業の内容等を理解し、参加者すべてが市と同じ情報を共有しなければ健全な議論となり得ません。例えば「予算に限りがある」や「実施に期限がある」等の限定された附帯情報も提供されることが必要です。

また、事前情報としてはより多くの参加を得るために、あらかじめどのような手法により参加を募るのか。日時や場所、開催回数等の基礎的情報。さらには、市民参加による意見をどのように取扱うのかについても提供されなければなりません。

## 経過公表、振り返り

- \* 市民参加の実践は事前情報と結果の公表を行うだけでは、市民全体にその経過が解らず結果に対する信頼度も低くなってしまいます。長期間、複数回開催する手法の場合は、途中経過を公表することが大切です。また、参加者が事情により欠席しても、次の機会に共通認識をもち参加できることとなります。

## 結果公表

### ・反映の有無、理由

- \* 市民参加を持続するためには「意見や提案をしても反映されない」といった参加者からの不信感による形骸化を避けなければなりません。そのためには、結果の迅速かつ的確な公表はもとよりその結果に至った理由を丁寧に説明する必要があります。

## 公表の方法

### ・広報誌、市施設での配布及び供覧、ホームページへの掲載、ケーブルテレビ等のメディア活用、掲示板等への掲示

- \* 市民参加の実践に係る事項の公表は、より多くの参加を得るためや、広く経過、結果を周知するために、可能な限り多くの媒体を介して公表することが必要です。なお、公表の際は、提出された意見等に関して個人情報の取扱いに注意しなければなりません。

## (3) 手法の採用

- \* 市民参加により市民の意見を的確に把握し、行政活動に反映させるために採用する適切な方法を示しています。

## 委員会、審議会等（市付属機関として位置付けられる審議会等）

- \* 特定の分野について市民や専門家が参加し結論などを導くための手法です。

### ・市民公募を例規へ規定し目的、選考基準を公表 ・原則会議を公開、日時等を公表、会議資料や会議録の公表 ・事業への反映結果を公表

- \* 委員会等の委員については、特別な事情がない限り、合理的な範囲で公募による委員を積極的に採用します。この内容を根拠となる条例や要綱に明記します。

## 意見交換会、説明会、討論会等

- \*（意見交換会）参加者の対話によりテーマに対する意見を聞いたり意向把握をする手法です。

- \*（説明会）様々な事項の内容等を参加者に伝えるための手法です。

- \*（討論会）専門家などを交えて問題、課題について議論をし、認識を共有するた

めの手法です。

- ・趣旨、開催日時、場所を公表
- ・開催記録等の結果を公表
- ・事業への反映結果を公表

#### アンケート調査

\* 多くの人に同じ内容について質問し、意見や意向、傾向等を把握する手法です。

- ・目的を公表
- ・集計結果を公表
- ・事業への反映結果を公表

#### 公募、アイデア募集

\* テーマに対する発想やひらめき、提案を募る手法です。

- ・趣旨、内容（関連資料）、提出方法（メール、紙ベース）、期間、提出意見に対する検討結果、事業への反映結果及び理由の公表

#### パブリックコメント（意見提出）

\* 定められた期間中に意見を提出する手法です。会議等に出席することなく市民が意見を述べる機会が確保されます。

- ・趣旨、内容（関連資料）、提出方法（メール、紙ベース）、期間（行政手続法では例外を除き30日以上）、提出意見に対する検討結果、事業への反映結果及び理由の公表

#### ワークショップ

\* テーマや課題に対して参加者が想いや希望を自由に出し合い、解決方法等を考えていく手法です。

- ・趣旨（目的）、内容（関連資料）、開催日時場所（回数を示す）、経過の公表（振り返り）、提出意見に対する検討結果、事業への反映結果及び理由の公表

上記手法の複数組み合わせ（より多くの市民参加により意見把握をするため）

\* 事案によっては複数の手法を組み合わせ採用する場合があります。

### 3. 市民（地域や団体）からの自発的な提案等の取扱い

\* 市民参加は市からの呼びかけに応じるものだけではなく、市民から自発的に寄せられる提案等もあります。これらも市民参加の手続きと同様に対応経過や結果について記録、公表することが必要です。

#### (1) 日常的な意見把握

地区懇談会や地域自治組織、市民活動団体からの提案等

\* 市や地域自治組織等が主催する会議において出される提案や各種団体が自発的に行う提案のことをいいます。

#### 市長トークサロン

\* 市長が直接意見、提案を伺います（随時受付）

#### 電子メール、担当窓口への来庁、電話、手紙等

\* 市民は市へ日常的このような方法で意見を述べることができます。

### (2) 取扱い

・ 情報提供、対応、経過、結果の記録及び周知

\* 市民参加手続きに準じて扱います。

地区懇談会等（必要に応じて趣旨、開催日時、場所、結果を周知）

市長トークサロン等（市より申込及び提案の提出方法等、結果を周知）

## 4. 評価

\* 市民参加を実践し持続していくためには、結果を評価し、課題を見出し、見直しをすることが大切です。これらは手続きを運用する市組織内の評価だけでなく、市民参加による外部評価も必要となります。

・ 市民会議等の外部評価

・ 市組織での内部評価

## 5. 住民投票

・ 住民投票条例に基づき実施

\* 住民投票も市民参加の手法の一つです。

### 【次年度に検討すべき課題】

優先順位をつけて以下の項目について実施

・ 手法毎のルール、ガイドラインの検討。(情報提供等の細部について)

・ 手続の評価基準の検討。(評価する側の目線合わせ、評価項目を設ける等の内容について。)

・ 運用を開始し、手法毎のモデルケースを見出す。

・ 運用しながら課題を拾い上げ、見直しを検討する。